

青森県報

号外第二十三号

平成二十二年
三月三十一日
(水曜日)

目次

訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(同) ……二

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……二

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) ……三

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(同) ……三

本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令……………(防災消防課) ……三

本庁守衛等就業規則の一部を改正する訓令……………(財産管理課) ……四

県営林事業手の設置等に関する規程の一部を改正する訓令……………(林政課) ……四

青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) ……四

青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程の一部を改正する訓令……………(農村整備課) ……四

青森県非常勤道路監視員規程の一部を改正する訓令……………(道路課) ……五

青森県非常勤河川監視員規程の一部を改正する訓令……………(河川砂防課) ……五

青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令……………(同) ……五

青森県政情報センター規程の一部を改正する規程……………(総務学事課) ……六

訓

令

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三十時間」を「二十九時間」に改める。

別表の年次休暇の項中「三十時間」を「二十九時間」に改め、「一時間」の下に「ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。」を加え、同表の特別休暇の項中

職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇	当該期間内における五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た日数(一日未満の端数は、切り捨てる。)
中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかか	職員勤務時間、休日及び休暇の適用を

を

<p>つたその子の世話を行うことをいう。() のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇</p>	<p>受ける職員の場合による。</p>
<p>職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇</p>	

<p>職員の出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)(を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇</p>	<p>当該期間内における五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た日数(一日未満の端数は、切り捨てる。)</p>	<p>一日、半日又は一時間 ただし、残日数のすべてを使用しよつとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p>
<p>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)(を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかつたその子の世話を行うことをいう。)(のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇</p>	<p>職員勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>一日、半日又は一時間</p>
<p>職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇</p>		<p>一日、半日又は一時間</p>

同表の備考三中「以下「残日数」という」を削り、「残日数を」を、「当該日数を」に改める。
に、「残日数は」を、「当該日数は」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員任免等発令事務取扱規程(昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表27の4の項中「 」を「 」に改め、
同表36の2の項中「 」を「 」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改め、同条第三項第一号中「午後五時」を「午後四時四十五分」に改め、同項第二号中「午後六時十五分」を「午後六時」に改める。

第二十二條第一項第一号及び第二号中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

第二号様式中「時から」を「時 分から」に、「時まで」を「時 分まで」に改める。

第二号様式の五中「~~時~~ 時勤務」を「~~時~~ 時 分勤務」に改める。

第二号様式の十一中「~~時~~ 時勤務の合計

分」を「~~時~~ 時 分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

庁 中 一
各 出 先 機 関 般

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「（医療職給料表（~~一~~）の適用を受ける一般職員を除く。）~~（一）を削り、~~「おい」の下に「昇給については、その例によるものとされる職員の給与に関する条例第四条第七項の同条第六項の規定の適用に係る五十六歳以上の年齢及び当該年齢に係る職員は五十七歳及び職員とし」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一
各 出 先 機 関 般

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中

第一部課 の研修	前期日程 の研修	六、一一〇円
	後期日程 の研修	五、九三〇円

を

第一部課 の研修	前期日程 の研修	六、〇二〇円
	後期日程 の研修	五、九九〇円
第三部課 の研修	国際コー ス	五、五四〇円

に、「~~一、四五〇円~~」を「~~一、四四〇円~~」

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一
各 出 先 機 関 般

本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令

本庁電話交換員就業規則（昭和三十三年四月青森県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般

本庁守衛等就業規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

本庁守衛等就業規則の一部を改正する訓令

本庁守衛等就業規則（昭和三十一年六月青森県訓令甲第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
各 地 域 県 民 局

県営林事業手の設置等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

県営林事業手の設置等に関する規程の一部を改正する訓令

県営林事業手の設置等に関する規程（昭和四十三年六月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「三十時間」を「二十九時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
各 地 域 県 民 局

青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程（昭和四十九年九月青森県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「三十時間」を「二十九時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般
地 域 県 民 局

青森県県営防災ダム管理人の設置等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程（昭和四十二年六月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三十時間」を「二十九時間」に改める。

第九条中「第四条の二、第五条から第七条まで」を「第七条」に、「第十五条、第三十四条及び第三十五条」を「及び第十五条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤道路監視員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤道路監視員規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤道路監視員規程（平成八年三月青森県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三十時間」を「二十九時間」に、「七時間三十分」を「七時間十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤河川監視員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤河川監視員規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤河川監視員規程（昭和四十四年十一月青森県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三十時間」を「二十九時間」に、「八時間」を「七時間十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤ダム監視員規程（平成十年三月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三十時間」を「二十九時間」に、「七時間三十分」を「七時間十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第二百九号

青森県政情報センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県政情報センター規程の一部を改正する規程

青森県政情報センター規程（平成二十一年三月青森県告示第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭